

# 正福寺レンタル墓地 使用規則

2017.2.3

# 1. 正福寺レンタル型墓地について

- (1) 一般的な墓地の場合は、永代使用権を取得しますと永代に亘って使用できる代わりに、事情により墓地を返却するときは、永代使用料は返還されませんし他人に譲渡もできません。その上、返却する時は更地にして戻すためその費用もかかります。
- (2) 正福寺レンタル型墓地は永代に亘る墓地ではありません。有期限6年（七回忌）から借りる事のできる墓地です。ですから永代使用墓ではなく**レンタル型墓地**です。従って墓石付使用期限のある墓地といえます。
- (3) レンタル墓地は、次の方たちのために用意された墓地です。
  - ①遺骨があり、将来墓地を取得して建墓を希望するが、時期や場所を決めかねている方。
  - ②夫婦のみでお墓の継承者不在のため、合祀墓や散骨を考えているが、当面の間は埋葬、墓参を希望される方。
  - ③家族の親子で将来墓参を続ける事が困難になり、合祀墓や散骨を考えているが、当面の間は埋葬、墓参を希望される方。
  - ④仕事の都合上や生活上の関係で将来他地域への転出を予定するが、所持している遺骨を当面の間埋葬、墓参を希望される方。
  - ⑤所有する墓地を事情により墓じまいしても当面の間は合祀墓への納骨や散骨ではなく、墓参を希望される方。

# 2. レンタル墓地の運営管理について

- (1) レンタル墓地区画は静岡県伊豆市加殿5 1 宗教法人正福寺墓地内にあります。
- (2) 墓地管理者は宗教法人正福寺です。レンタル墓地の維持管理及び事務手続き等を株式会社水谷石材が業務委託され運営に当たります。

### 3. 使用の申込みと使用許可について

- (1) 正福寺レンタル墓地は、宗旨・宗派・国籍を問わず申込みを受け付けます。
- (2) 現在所持している遺骨を埋葬する場合も、他の墳墓からの改葬や分骨の場合も使用できます。
- (3) 使用者が同一の場合に限り四遺骨まで納骨することができます。
- (4) 焼骨以外のものは埋蔵できません。
- (5) レンタル墓地の使用申込みをする方は、遺骨との関係を証明できる書類及び、その他必要書類を提出。使用料が納付された時点で「レンタル墓地使用許可証」が発行されます。

### 4. レンタル墓地 使用期間と使用料

- (1) レンタル墓地の使用権は、使用許可証の発行日から使用期限年数（6年・12年・22年）とします。埋蔵された遺骨が複数の場合でも使用許可証発行の日から起算します。
- (2) 使用期間が満了した時には、契約を更新することが可能です。
- (3) 使用料は正福寺レンタル墓地使用許可証発行時の価格表によって定めるものとします。
- (4) 使用期間満了後、正福寺合祀墓に合祀を希望される方は埋葬供養料を頂き納めることができます。

### 5. レンタル墓地の使用を中止する場合

- (1) 使用許可証 発行後1カ月以内の場合、使用料は返納します。
- (2) 5.(1)の場合でも墓石の字彫り加工着手後は、その費用を差し引いた金額を返納します。
- (3) 使用許可証発行後、1カ月以上経過した場合は、理由の如何を問わず使用料は一切返納はいたしません。

## 6. 遺骨の埋葬（納骨方法）・改葬

- (1) 使用者が納骨を行う場合は、事前に管理者と打ち合わせをし、日時を決めて実施。納骨作業は(株)水谷石材が行います。
  - ①使用者は、管理者である正福寺に使用許可証と遺骨に添付されている 埋葬・火葬許可証（又は改葬許可証）を提出していただきます。
  - ②使用者が納骨に立会えない場合は、代理人との関係を確認させていただくことがあります。
  - ③納骨される墓石には銘板に、家名・戒名（又は俗名）・没年月日・享年等を彫刻できます。
- (2) 墓地から出骨する場合は、事前に管理者と打ち合わせをし、日時を決めて実施、出骨作業は(株)水谷石材が行います。
  - ①使用者は遺骨を改葬する場合は、管理者である正福寺に改葬許可証を提示していただきます。
  - ②使用期限になった時点で、近親者など改葬の手続きが出来ない方は、事前申込みにより、墓地管理者・(株)水谷石材が合祀墓に埋葬を行います。

## 7. 使用許可の取消しについて

- (1) 使用者が遺骨の供養目的以外に使用したり、他の使用者の信仰を妨害するなど、近隣に迷惑になるような行為を行った場合は使用許可を取消すことがあります。
- (2) 使用者が使用権利を第三者に譲渡したり転貸することはできません。この様な事実が判明した場合は使用許可を取消すことがあります。
- (3) 正福寺の管理業務の妨害や管理者が行う慰霊の儀式及び慣習を妨げる行為がある場合は、使用許可の取消しや当墓地への立入りを禁止することがあります。

## 8. 各種申請

- (1) 使用者及び関係者は、本籍・住所・氏名・電話番号等連絡先に変更がある時は必ず連絡をとり、書面により管理者に届出をして下さい。
- (2) 正福寺レンタル墓地使用許可証の再交付を求める場合は、管理会社に申請して下さい。その場合は、別に定める手数料を申し受けます。

## 9. 正福寺レンタル墓地料金表

タイプ	使用期間	使用料金	内 訳	
			墓地借用費 ／年間	石 代
基本タイプ (プレート式)	6年 (7回忌)	270,000円	20,000円	基本タイプ 100,000円
	12年 (十三回忌)	390,000円	20,000円	
	22年 (二十三回忌)	590,000円	20,000円	
墓石購入タイプ (墓石買い取り)	6年 (7回忌)	470,000円～	20,000円	墓石代 300,000円～
	12年 (十三回忌)	590,000円～	20,000円	
	22年 (二十三回忌)	790,000円～	20,000円	

※各種料金は契約時一括のお支払いとなります。

※一般墓石タイプは墓じまい費用も墓石代に含まれます。

墓石タイプ	価 格	詳 細
基本タイプ	基本型の墓石 100,000円	白御影の使用したプレート型の石塔を使用 正面には好みの文字や家名を彫り込む。 当社レンタル墓地の基本の形となります。 解体時はプレートを外し墓じまいとする。
墓石購入タイプ (墓石買い取り)	墓石一式購入代 300,000円～	基本タイプのオプションとして、小型の墓石をご購入いただく事で 墓石の色や形を施主様の好みの形を使用していただけです。 こちら正面には、好みの文字や家名を彫り込むことができます。 契約終了時の墓石撤去費も含まれます。

## その他料金表

内 容	金 額 (税込)
埋葬供養料 (永代供養塔への合祀)	50,000円
納骨手数料	5,000円
出骨手数料	5,000円
各種証明発行事務手続き	3,000円

※新規納骨時には手数料は発生致しません。

レンタル墓地運用管理	墓地管理者
静岡県伊豆市小立野 48-1 株式会社 <b>水谷石材</b> <b>0558-72-0492</b>	静岡県伊豆市加殿 51 宗教法人 <b>正福寺</b> <b>0558-72-1203</b>

\*正福寺レンタル墓地を使用する場合には「正福寺レンタル墓地使用規則」をご確認の上で申込みして下さい。